

## 規制影響分析書

## 「有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護」について

平成 22 年 3 月

老健局高齢者支援課(水津重三課長) [主担当]

## 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

## 【政策体系】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

施策中目標 2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

## 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

有料老人ホームは、介護保険制度施行当初の平成 12 年の 350 施設から、平成 21 年には 3,565 施設に増加しており、在所者数も平成 21 年時点で 148,402 人と、平成 12 年の 26,616 人と比較して 5 倍以上に増加しています。

有料老人ホームへの入居に当たっては、利用者がまとまった前払金を支払う契約を交わして入居する形態が一般的に行われています。この前払金は高額となることが多く、入居後短期間で退居したのにも関わらず少額の返還金のみが返還されるなどの、入居一時金の返還等を巡って利用者と事業者の間でトラブルが生じており、消費者関係団体に寄せられる苦情の件数も増えているところです。

このような状況を踏まえ、高齢者の居住の安定を図る観点から、有料老人ホームにおける前払金の返還について、利用者を保護する規定を設けることとしました。

## （現状・問題分析に関連する指標）

	指標	H17	H18	H19	H20	H21
1	有料老人ホーム施設数	1,406	1,963	2,671	3,400	3,565
2	有料老人ホーム在所者	69,867	91,524	114,573	140,798	148,402

	数					
3	有料老人ホームに係る苦情件数	64	96	109	—	—
4	2のうち、解約及び返金についての苦情件数	40	55	73	—	—
(調査名・資料出所、備考等)						
1及び2は、厚生労働省「社会福祉施設等調査」。3及び4は、MECONIS（東京都消費生活相談情報オンラインシステム）情報。						

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

### (1) 内容・目的

有料老人ホームに入居する際に支払う前払金について、事業者が受領できる費用を家賃、敷金、介護等の日常生活上必要な便宜の供与の対価に限定するとともに、事業者に対し、入居後一定期間内に契約解除があった場合に受領した前払金を利用者に返還する旨の契約を締結することを義務付けます。また、事業者が当該義務に違反した場合には、都道府県知事が事業者に対して、前述の契約を締結することを命ずることができることとします。さらに、事業者が都道府県知事の命令に違反した場合は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すこととします。

### (2) 根拠条文

老人福祉法 29 条第 6 項、第 8 項及び第 11 項

## 3. 便益及び費用の分析

- \* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。
- \* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

### (1) 期待される便益

#### 【有料老人ホーム入居者への便益】（便益分類：A）

有料老人ホームの利用者について、入居後一定期間内に契約解除をした場合、事業者に対して支払った前払金が返還されることとなります。また、前払い金の支払いがあっても、返還義務があるため安心して入居でき、これらに伴うトラブルが減少します。

### (2) 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：B）

---

事業者は、利用者が一定期間内に契約を解除した場合、当該利用者に前払金を返還することが必要となるが、一定のルールができることによりトラブルが回避されます。

【行政費用】（費用分類：B）

---

行政費用は発生しないと考えられます。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

---

その他の社会的費用は発生しないと考えられます。

（3）便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

---

本規制の新設により発生する遵守費用等は、利用者から支払われた前払金から捻出されるものです。したがって、本規制の新設により遵守費用等は一定程度発生するものの、有料老人ホームの利用者を保護する観点からは、本規制は適切な手段であると考えられます。

## 4. 代替案との比較考量

---

### (1) 想定される代替案（罰則なし）

---

有料老人ホームに入居する際に支払う前払金について、事業者が受領できる費用を限定するとともに、事業者に対し、入居後一定期間内に契約解除があった場合に受領した前払金を利用者に返還する旨の契約を締結することを義務付け、事業者が当該義務に違反した場合には、都道府県知事が事業者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができることとします。なお、事業者が都道府県知事の命令に違反した場合にも、罰則を科さないこととします。

### (2) 代替案の便益及び費用の分析

---

\* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

\* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

#### ① 期待される便益

---

##### 【有料老人ホーム入居者への便益】（便益分類：B）

---

有料老人ホームに入居する際に支払う前払金について、事業者が受領できる費用が限定されるとともに、入居後一定期間内に契約解除があった場合に、受領した前払金が利用者に返還されます。しかし、都道府県知事の改善命令について罰則による担保がないことから、実効性が低下するおそれがあります。

#### ② 想定される費用

---

##### 【遵守費用】（費用分類：B）

---

事業者は、利用者が一定期間内に契約を解除した場合、利用者に前払金を返還することが必要となり、これを行う費用が増加するものの、これらに応じない場合、罰則が科されることはありません。

##### 【行政費用】（費用分類：B）

---

行政費用は発生しないと考えられます。

##### 【その他の社会的費用】（費用分類：B）

---

その他の社会的費用は発生しないと考えられます。

### ③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

---

都道府県知事からの改善命令に違反した場合に罰則が科されない代替案では、一定期間内に契約を解除した場合の前払金を返還する契約の実効性が低下することから、十分に利用者を保護できないおそれがあります。

また、代替案は、都道府県知事の改善命令に応じない場合でも罰則が科されないため、新設する規制案と比較して、事業者に対して命令に従うよう説得する等の業務が増加するため、行政費用は増加すると考えられます。

このため、代替案ではなく、新設する規制案を採用することが、利用者保護という政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達しました。

## 5. 有識者の見解その他関連事項

---

消費者委員会の建議において、前払金を受領しながら短期解約特例制度を設けていない有料老人ホームの事業者に対し、適切かつ実行性のある指導等を行うことができるよう、法制化等の措置を講ずること求められているところです（有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議、平成 22 年 12 月 17 日、消費者委員会）。

## 6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

---

法案の附則において、政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。